

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改める

別表第二の二十六中「期間」の下に「（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内はこの特別休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、六月から十月までの期間）」を加える。

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。